

2つの横断的な視点

I 横断的な視点

→P66

環境の未来を支える担い手づくり



環境保全の取組が、分野や業種、世代や立場を越えたあらゆる主体の参加と協働のもとで進められるよう、体験型の環境学習や環境教育のさらなる充実をはじめ、それらを担う指導者の育成や、関係者間の連携・ネットワークの場の提供、地域活動等の自主的な取組への支援など、担い手づくりに取り組みます。

協働による環境保全活動の促進 →P66

環境学習・環境教育の充実 →P67

景観の保全と創造 →P68

指標の例

指標	現状 令和元年度(2019年度)	努力目標 令和6年度(2024年度)
グリーンイベント登録数	17件	30件
環境学習出前講座・環境学習エコツアー参加人数	27,593人	20,000人以上
環境学習指導者登録数	108人(累計)	130人(累計)
景観行政団体の数	9市町村	12市町村

II 横断的な視点

→P70

環境の未来を創る経済振興



世界の潮流や全国的な動きも捉えながら、県内においても、経済の成長・発展と環境の保全の両立が図られるよう、環境関連分野の新技术や研究開発に取り組み事業者への支援や、環境と好循環する農林水産業の振興、環境負荷の少ない経営や製品を認証・認定する制度の普及促進などの取組を進めます。

環境等関連分野の産業の振興 →P70

環境と好循環した農林水産業の振興 →P71

環境保全に貢献する認証・認定制度の普及促進 →P71

環境に配慮した事業者の育成・拡大 →P72

指標の例

指標	現状 令和元年度(2019年度)	努力目標 令和6年度(2024年度)
エコアクション21認証・登録事業者の数	110事業者(累計)	130事業者(累計)
岡山県エコ製品の認定品目数	372品目(累計)	380品目(累計)
岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく調達目標を設定している品目のうち目標を達成した品目の割合	95%	100%

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

第1章

基本的事項

1 計画の目的と位置づけ

平成8(1996)年10月、県民共有の財産である本県の恵まれた環境の保全について、基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保するため、「岡山県環境基本条例」を制定しました。

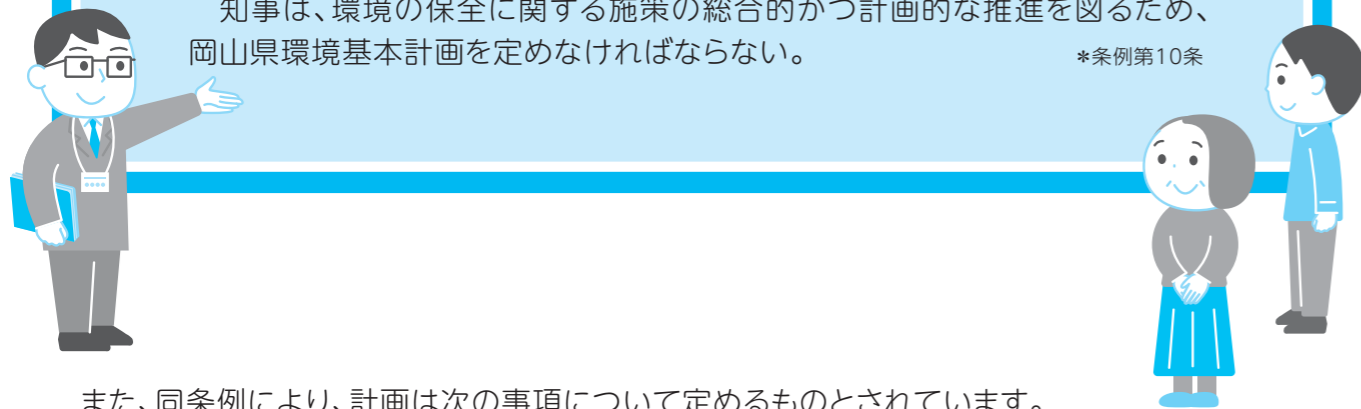
本計画は、同条例に掲げる基本理念のもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

<基本理念>

- 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を**将来の世代へ継承**する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。
- 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、**人と自然との共生**が確保されるとともに**持続的に発展**することができる社会が構築されることを旨として、**すべてのものの参加の下**に行われなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに**県民の健康で文化的な生活**を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。
*条例第3条

<計画の策定>

知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画を定めなければならない。
*条例第10条



また、同条例により、計画は次の事項について定めるものとされています。

- ① 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- ② 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

なお、国においても、環境基本法に基づく環境基本計画が定められているところです。

2 計画の期間

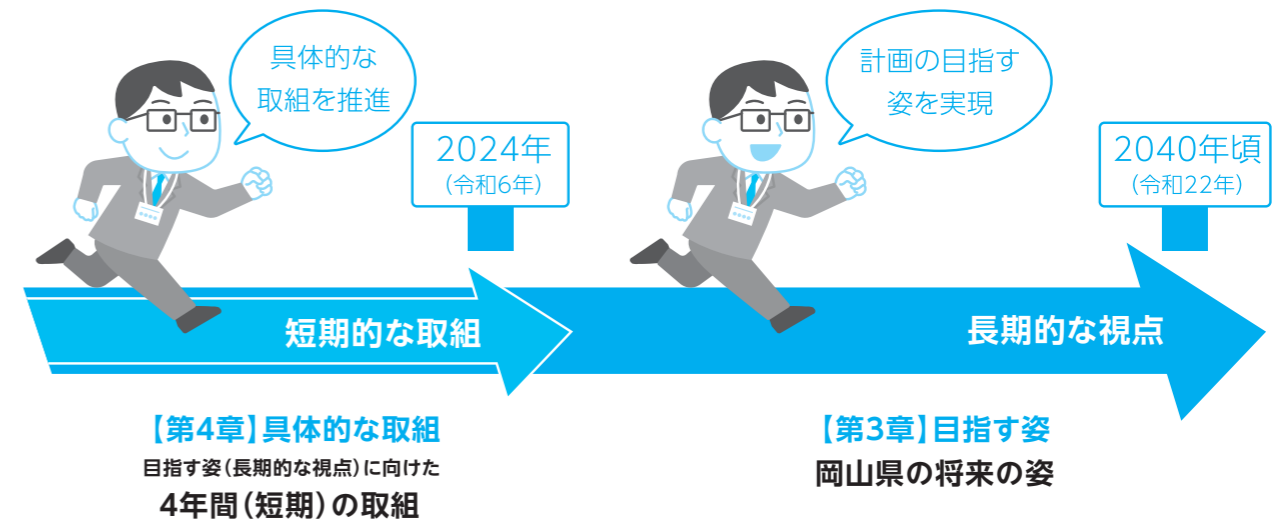
本計画の期間は、長期と短期の2つの観点で、次のとおり設定します。

- **長期的な視点:令和22(2040)年頃**
※将来を展望した目標年次(計画の目指す姿を実現しようとする年次)
- **短期的な取組:令和3(2021)年度~令和6(2024)年度**
※目指す姿の実現に向け、具体的な取組を進める期間

3 計画の構成

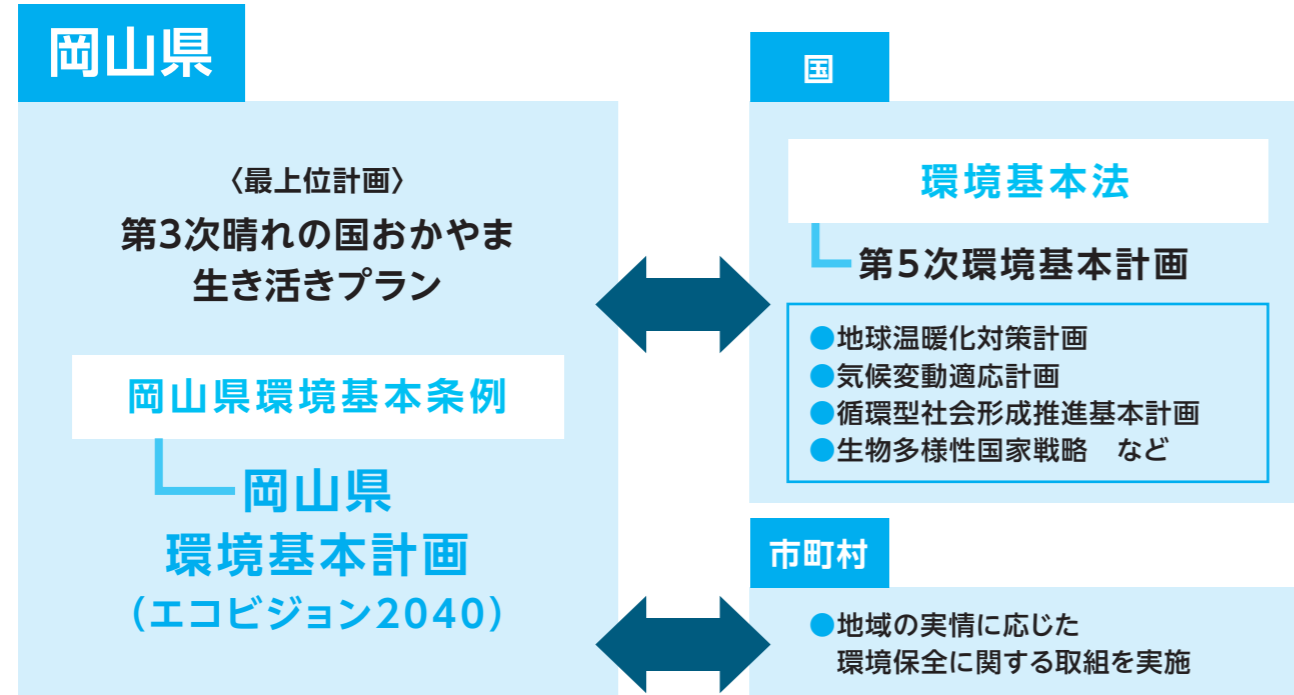
本計画は、次の5つの章により構成しています。また、巻末には、参考となる資料を付しています。

- 第1章：基本的事項**
本計画の目的や計画期間等の基本的事項を示します。
- 第2章：環境を取り巻く情勢と課題**
環境を取り巻く情勢と課題について整理し、本計画策定の背景を明らかにします。
- 第3章：目指す姿**
第2章で示した情勢と課題を踏まえながら、本県の目指す姿を提示するとともに、具体的な将来のイメージを掲げます。
- 第4章：具体的な取組**
前章に掲げる目指す姿を実現するため、4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」により、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけます。
- 第5章：計画の進め方**
計画全体を円滑かつ効果的に推進するための体制や進め方を示します。



計画の位置づけ・構成

<位置づけ>



環境基本法

第3条

環境の保全は、(中略)現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

第7条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

<構成>

第1章 基本的事項

1 計画の目的と位置づけ	2 計画の期間	3 計画の構成
--------------	---------	---------

第2章 環境を取り巻く情勢と課題

1 世界の情勢と課題	2 国内の現状と課題	3 県内の現状と課題
------------	------------	------------

第3章 目指す姿

1 目指す将来の姿 「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」～ 山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ ～
2 目指す姿の具体的なイメージ

第4章 具体的な取組

基本目標	I 気候変動対策(緩和・適応)の推進	II 循環型社会の形成
	III 安全・安心な生活環境の保全と創出	IV 自然と共生した社会の形成
横断的な視点	I 環境の未来を支える担い手づくり	II 環境の未来を創る経済振興

第5章 計画の進め方

1 推進体制	2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫
--------	---------------------

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

第2章

環境を取り巻く情勢と課題